

3. 入学試験制度の現況

—現行入学試験制度に関する法制と制度の現状について—

相 良 惟 一

目 次

- 3. 1. 序
- 3. 2. 高等学校の入学試験
- 3. 3. 大学の入学試験
- 3. 4. 結語

3. 1. 序

現在、わが国のみならず諸外国において、重要な教育政策の一つとしてみられるものに、いわゆる教育の機会的等の付与ないしは保障ということがある。このことは、多くの国の憲法の規定にみられるものであり、時としてこれはわが憲法26条のように、「ひとしく教育を受ける権利を有する。」というような表現であらわされている。教育の機会均等とは、国民のおおのその能力に応じて、ひとしく教育を受けることを国家から保障され、あるいはまた、その属する階級や父兄の経済的、社会的地位などによって、教育を受ける機会に差別を付されないということである。そこで今日、わが国でみられるような激烈な入試制度というようなものは、憲法で保障されている教育の機会均等の原則に多少でも抵触するものではなからうかということが問題となる。相当程度の能力を有しつつも、ある程度偶然性の支配する余地のある入試制度のゆえに、志望する学校から門戸をとぎされるという悲劇は毎年数限りなくくり返されているのであるが、こうしたことは果して教育の機会均等の原則に合致する所以であろうかなど、このような疑問を誰しも一応は抱くに相違あるまい。

教育の機会均等やわが憲法の規定にみられ

る、「教育を受ける権利」を認めるということは、一般的にいえば、国家が国民にもれなく教育を与えるという法律上の義務を負うことまでいったものではなく、法律上の義務としては、ただか国民の教育を受ける権利を妨げてはならないということにとどまるのであると理解されている。それであるから、優秀な、能力ある者にすべて国費で専門的な教育を受けさせる義務まで国が負うというわけではない。このような一般的に行われている解釈から、憲法の規定にもかかわらず、入試制度というものがわが国で許容されているのである。そして更に「能力に応じて」という表現もみいだされることによって、入試ということは一応やむを得ざる制度として考えられているともいえよう。ただ、ここで一言しておきたいことは、「能力に応じて」教育を受ける機会を均等に与えるというのであるから、「能力」の有無を調べるために、入試制度のようなものが必要だという、積極的な根拠として、この「能力に応じて」という字句を援用することは、いささか妥当を欠くのではなからうかということである。

次に、入試制度に関する積極的な法規の裏付けはどのようになっているか一々あたってみることにしよう。

まず、義務教育を施す学校である小、中学校

においては入試を実施するということが自体、無意味であるといわなければならない。なぜならば、このことは本質的に義務教育と相いれないことであるからである。国は学校教育法の規定によって、市町村—特殊教育施設については都道府県—に義務教育を施す学校の設置を義務づけ、義務教育についての機会均等の実現をはかっている。それであるから、これら公立の義務教育施設では絶対に入試を行うことは認められないのである。しかるに現実には、学芸大学や学芸学部の附属小・中学校のような国立の義務教育施設、あるいは私立の義務教育施設においては入学試験あるいはこれに類似することが行われている例が非常に多いのである。このようなことがどうして認められるかという点、父兄などの保護者は公立の義務教育施設に子女を入学させるならばもちろん無試験で受け入れられる。しかるに、このような特権を放棄して国立や私立の義務教育施設をわざわざ選ぶ以上、そこで選抜試験というものがあっても止むを得ないし、またこのことは教育の機会均等の原則を破壊するものであると一概にいうことはできないであろう。これはちょうど学校教育法で授業料を徴収することができないのは国立および公立の義務教育施設に限っており、私立学校はそうではないこととまったく同じことである。特に、私立学校については、いろいろなやり方が認められる結果、入試を行うというようなことは、義務教育施設であっても認容されるものと思われる。

3. 2. 高等学校の入学試験

次に、高等学校以上の、義務教育施設にあらゆる学校の入試について考えよう。

高等学校については、まず学校教育法で、「高等学校に関する入学、退学、転学その他必要な事項は、監督庁—この場合は文部大臣—が、これを定める。」(同法第49条)ということになっている。この規定を受けて、文部大臣は文部省令で具体的事項を定めているが、その省

令とは学校教育法施行規則なのである。それで同規則をみると、高等学校の入学は校長がこれを許可すること、入学志願者数が、入学定員を超過した場合には入学者の選抜を行うことができること、その選抜は出身校の調査書や学力検査の成績を資料とすること、更に学力検査そのものについてのやり方その他についても一応の規定がなされている(同規則第59条)。これこそ高等学校の入試に関する根拠規定なのである。

現在、高校の入試は大学のそれに比すれば、それほど問題とされてはいないようであるが、とにかく上にみられるように、一応の法的根拠が与えられているので、しばらくこの規定について述べることにしよう。上の学校教育法施行規則(以下施行規則と略称する)第59条の規定はその第1項の高校の入学は校長が許可するというものを除くと、大体三つの事項について規定しているものと考えられる。すなわち、第一は入学志願者数が入学定員を超過した場合において、入試すなわち入学者の選抜を行うことができるということである。これは簡明直さいに、高校において入学試験をすることが認められるということをいったものとして意味がある。この規定は昭和22年5月、学校教育法施行規則が制定された当時既に存在していた。もっとも、当時は「入学者数が、入学定員を超過した場合には、入学試験を行うことができる。」とあって、今日みられるような「入学者の選抜」という用語を用いず、「入学試験」としていたのである。ついでに学校教育法施行規則制定以前には、中等学校の入試に関しどのような規定があったかという点、昭和18年の文部省令第2号の中学校規程、同年文部省令第3号の高等女学校規程にはいずれも、「地方長官必要アリト認ムルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ中学校(高等女学校)入学者選抜ニ関シ選抜区域ノ設定其ノ他適當ナル方法ヲ定ムルコトヲ得」(中学校規程第32条、高等女学校規程第33条)という規定がみいだされる。ここにみられるような入学者選抜という言葉を終戦後一時やめ、現在またこれ

を用いているのは興味がある。ともかく、高校の入試に関しては、前にあげた「入学志望者数が、入学定員を超過した場合には、入学者の選抜を行うことができる。」という学校教育法施行規則第59条第2項が、しばらくの間その唯一の規定であったのである。そして、別に文部省の通達で詳細な事項を規定し、それによって入試が実施されていたわけである。そこでまず、この規定の解釈について一言述べよう。この規定のいわんと欲するところは、入学者選抜ということは、志願者数が定員をオーバーする場合にのみ認められるということであり、その反面、入学志願者数が入学定員と同数またはそれ以下であるような場合、優秀な生徒のみを入学させようとして入学者の選抜を行うことは許されないというべきであろう。ただしこの場合と、これは公立高校についてそうなのであり、私立高校については私立学校の特殊性にかんがみ、必ずしもこの原則を貫くことを強要すべきではなからう。次に、この規定は至って簡単なものなので、当然これについて補充的なものが必要であったわけであり、これについては文部省のい次の通達がその役割を果していたのである。ここでいわゆる通達ないしは通ちょうとは何であるかということについて一言触れておこう。これは、一般的に法規ではなく、したがって相手方を拘束するものではない。この点上級官庁から下級官庁あての命令である訓令とは異なる。しかし、通達ないし通ちょうが特定の法規の解釈などについて発せられている場合のように補充的意味を持っていれば、若干の拘束力があると考えて差支えなからう。以下述べる入学者選抜に関する文部省の通達はもちろん法規的意味を持つものではなく、文部省の教育委員会に対する指導助言という見地からだされたものというべきであろう。なお、通達そのもの説明は後にゆずり、ここで高校の入試と関連ある事項として、学区あるいは通学区域の設定ということについて法律の規定があることを述べておこう。これは、旧教育委員会法ならびに現

行の教育委員会に関する規定たる「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定されている。それは、前者については、「都道府県委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、その所轄の地域を数個の通学区域に分ける。但し、必要がある場合には、生徒の就学につきこれを調整することができる。」（同法第54条）というのであり、後者は、「都道府県委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該都道府県内の区域に応じて就学希望者が就学すべき都道府県委員会又は市町村委員会の所管に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にある都道府県委員会又は市町村委員会の所管に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては、通学区域について必要な調整を行うことができる。前項の場合において、市町村委員会の所管に属する高等学校に係る部分については、都道府県委員会は、あらかじめ当該市町村委員会の意見をきかなければならない。」（同法律第50条）がこれである。新旧両法におけるこの二つの規定はその趣旨においてまったく同じである。ただ後者において市町村高校についても通学区域の設定を行うことなどが規定されているのである。この通学区域の設定ということが、学校差の觀念の排除と、ひいては入試の激化を防止する狙いで考えられていることは今更いうまでもなからう。

施行規則第59条で入試に関して規定している第二の事項は入学者選抜の方法である。これは同条第3項の規定するところであり、すなわち入学者の選抜を行うにあたっては、中学校の校長から送付された調査書その他必要な書類および選抜のための学力検査の成績を資料としなければならないということなのである。更に第59条の規定している第三の事項とは、右に述べた学力検査に関することであり、これは誰が、どのように行うかということである。すなわち第59条の第4項として、「学力検査は、公立の

高等学校にあっては、当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が、これを行う。」ということが規定され、なお同条第5項として、「都道府県及び市町村の教育委員会は、相互に協力して、同一の時期及び問題により、学力検査を行うように努めなければならない。」という規定がある。以上述べた第59条第3項から同条第5項までの規定は、実は比較的最近すなわち昭和31年9月、学校教育法施行規則の一部改正によって挿入されたものにほかならない。これは一体どのような趣旨にもとづいているかという点、これについては、昭和31年10月3日付文初中第432号という文部省の通達があるので、それについて述べることにしよう。それによると、まずこれらの規定改正は施行規則第59条に、高等学校の入学選抜の方法に関する規定を加えたものであり、同条の第3項については、入学選抜には、中学校長からの調査書その他必要な書類と選抜のための学力検査の成績とを資料としなければならないこと、右の学力検査は、中学校教育の必要にもとづいて中学校において行われるアチーブメント・テストとは異なり、高等学校の入学選抜の資料とするためのものであること、選抜のための学力検査の成績を証する書類は、中学校長から送付される調査書その他必要な書類とは別個に調製されるものであることなど説明されている。更に第59条の第4項については、志願者数が入学定員を超過した場合入学選抜するのは校長の権限であるが、公立学校にあってはその資料となる学力検査は教育委員会が行うこと、また同条の第5項は、現に大多数の都道府県において行われているとおり、公立高校の選抜のための学力検査は、同一の問題により同一の時期に、各都道府県内一せいに実施されることが適当であるという趣旨から設けられたものであり、また教育委員会は、選抜のための学力検査を行うにあたっては、以上の趣旨によって、検査場、採点者等を決定すべきであるといっている。以上によって、昭和31年の施行規則改正

で、挿入された規定およびその趣旨が一応明らかになったことと思われる。今これを全体としてみるならば特に目新しいものはなく、大体従来やられてきたことを条文化したといふのとどまるのである。この改正措置がとられるまで10年近くの長い間、「入学志願者数が、入学定員を超過した場合には、入学選抜を行うことができる」という規定のみが高校入試に関する、唯一の成文の根拠であったことは前にも述べたところである。ところで、このように規定は、至って簡単なものであったため、実際においては、るい次にわたる文部省の通達によって入学選抜が行われていたというわけである。その通達をあげると、まず昭和23年2月4日付発学第52号通達、「昭和23年度高等学校入学選抜について」というのが最初であり、その後重要なものとしては、昭和26年9月11日付文初中第660号通達「公立高等学校入学選抜について」、昭和28年11月25日付文初中第869号通達「昭和29年度公立高等学校入学選抜について」などがあり、更に昭和29年8月2日付文初中第439号通達、「公立高等学校入学選抜について」というものなどがある。最後のものは、この通達によって「公立高等学校入学選抜方法要項」というものを示したものであり、この通達および右の要項は現在においても行われている。それで、現在、公立高校の入試は前に述べた施行規則にみられる規定と、この「公立高等学校入学選抜方法要項」とによって実施されているということになる。したがって、右の要項について暫く説明を試みることにしよう。

まず、要項にはいるに先立ち、通達には文部省に高等学校入学選抜方法研究協議会を設け従来の公立高校入学選抜に関する通達の再検討を行ってきたこと、その結果、公立高等学校入学選抜方法要項というものを決定したこと、各都道府県教育委員会は、この要項の趣旨にのっとり入学選抜の決定にあたり、適正な実施に協力されたいこと、都道府県知事は、その管下の私立高等学校についてこの要項を参考と

して、かつ都道府県教育委員会と連絡の上よろしく取計らわれたいことなどが述べられている。そこで、いよいよ要項であるが、それは12項に分かれている。今その各項について述べると、「(1)高等学校は、高等学校教育の普及およびその機会均等の指針にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。ただし、心身に異常があり、修学に堪えないと認められる者は除くものとする。」「(2)入学志願者が募集人員を超過し、入学者選抜のために学力検査の必要がある場合は、志願者に対し、これを行うことができる。」このことは、施行規則第59条第2項として規定されていることである。

「(3)選抜のために学力検査を行う場合は、都道府県教育委員会が問題作成にあたり、管内一せいにこれを実施するものとする。(市町村立高等学校についても、市町村教育委員会との相互協力により、同様に実施する)」この(3)に述べたとほぼ同様なことが施行規則第59条第4項、第5項となって後に規定された。「(4)選抜のために学力検査を行う場合は、中学校の必修教科の全体にわたって出題することが望ましい。選抜教科を検査に加える場合は、その教科を履修しなかった学生に、一律に受検を強制してはならない」これは、学力検査の出題に関するものである。

「(5)学力検査実施教科の決定および問題の作成にあたっては中学校ならびに高等学校関係者の相互の理解と協力とに基き、中学校教育の正常な発展を阻害しないよう、特に注意しなければならない。」これは、学力検査を実施する教科および問題の作成に関する事項である。「(6)問題の形式、内容については、基礎的なものを出題するようにするとともに、解答が偶然性に支配されたり、単なる記憶の検査に偏したりしないようにし、思考過程や推理判断の働きや技能等をも検査しようような問題を作成することに努めなければならない。」これは、いうまでもなく、学力検査の問題の作成、内容に関する注意である。「(7)中学校長は、生徒の志願先高等学校長あてに報告書を提出する。報告書の記載

事項は、生徒指導要録ならびに学徒身体検査規程による学徒身体検査票第1号の様式に準じ、都道府県教育委員会が定める。この場合、生徒事項に指導要録の記載含まれない事項(たとえば家庭環境や生活程度等の細部にわたる事項等)は報告書に記載しない。身体検査の記録のうち、疾病および異常については、その年の一月以降に実施した結果を記入するものとする」。これは、入学者選抜の一つの資料として、中学校長から高等学校長あての報告書が提出される要があることと、その報告書の記載事項について述べたものである。この報告書の提出については、既に学校教育法施行規則第54条の2という規定が別にある。すなわち「校長(中学校長)は、中学校卒業後、高等学校その他の学校に進学しようとする生徒のある場合には、調査書その他必要な書類をその生徒の進学しようとする学校の校長あて送付しなければならない。」というのがそれである。それであるから、ここでは主としてその報告書の記載事項について述べたものと解することができよう。「(8)身体検査は、志願先高等学校において、特に必要と認める場合は、都道府県教育委員会の承認のもとに、これを実施することができる。」これは、入学者選抜にあたっての身体検査に関して述べたものである。「(9)高等学校は、入学者の選抜の方法として面接は行わない。」これは、入学者選抜に際し、面接をしてはならないということ述べたもので、人物考査というようなものは入学者選抜の方法として妥当ではないという見解からでたものであろう。「(10)高等学校長は、中学校長より提出された報告書に基いて入学者の選抜を行う。ただし選抜のために学力検査を実施した場合には、報告書と学力検査の成績とを資料として選抜を行う。この場合、報告書中の学習成績の発達記録と学力検査の成績とは、これを同等に取り扱う」。ここで述べていることは、高等学校長が入学者選抜を行うに際しては、中学校長から提出された報告者に基いて行うということが第一点であり、次に、学力検

査を実施した場合には報告書と学力検査の成績とを資料として選抜を行い、更にその場合、報告書中の学習成績の発達記録と学力検査の成績とを同等に取りあつかうということが第二点である。右の第一点の学力検査を行わず、報告書のみによる書面審査で入学者を決定するということは、この要項作成後、施行規則の改正で改められた。前に述べた昭和31年の施行規則第59条第3項の挿入がこれである。すなわち、「…選抜を行うにあたっては、第54条の2の規定により送付された調査書その他必要な書類及び選抜のための学力検査の成績を資料としなければならない。」というのがそれである。この規定により、選抜は書面審査のみによらず、中学校長から送付された調査書その他必要な書類と学力検査の成績を資料とすることになったわけである。それであるから、この施行規則第59条の改正により、要項の(9)は一部修正されたものというべきであろう。「(1)教育委員会は、中学校の行う進学指導の適正化、報告書の厳正な作成等について、じゅうぶんな指導を行わなければならない。」「(2)教育委員会は、志願者の入学率平均化のため、適当な入学調整の措置を講ずることが望ましい。」この(1)および(2)は、教育委員会の措置について規定したものにはかならない。以上(1)から(2)までが入学者選抜要項のすべてである。煩をいとわず一応要項全文を羅列したのは、公立高校の入学者選抜は、今なお依然として、この要項および施行規則第59条の規定によって行われているからである。もっとも右に述べたように、施行規則第59条の改正により加えられた同条第3項から第5項に規定された事柄については、いうまでもなく文部省令であるところの施行規則第59条の諸規定が優先するということになる。昭和31年10月3日付け文初中第449号通達もこの趣旨を述べているのである。すなわち、「このたび、別途通達のとおり、昭和31年9月27日文部省令第23号をもって制定公布された『学校教育法施行規則の一部を改正する省令』により、高等学校の入学者選

抜方法の基本的事項が規定されました。貴委員会におかれては、この省令によるほか、さきに昭和29年8月2日付文初中第439号通達『公立高等学校入学者選抜について』をもって示した『公立高等学校入学者選抜要項』の趣旨により、(省令に規定された事項に該当する箇所は除く)高等学校の入学者選抜が適正に実施されるよう格段の配慮を願います。」というのがそれである。

以上で、高等学校の入試に関する法制や通達などについて一応述べ終った。ここで、高校に限らず、次に述べる大学を除き、他のすべての学校の入試に関して今まで述べてきたところを要約してみよう。

まず、教育の機会均等ということと入試ということとは一応相いれない二つの観念であるから、教育の機会均等ということのために国家や地方公共団体が設置している義務教育の施設においては、入試すなわち入学者の選抜は行い得ないこと、すなわち国立、公立の小、中学校、盲学校、ろう学校等の特殊教育施設においては入学者の選抜を行ってはならないことを述べた。しかしながら、私立学校においては義務教育をそこにおいて施しているも、必ずしも入学者選抜を行い得ないものではないことも述べた。

次に、高等学校については、これは義務教育施設ではないから入学者選抜を行ってよい。それについては、学校教育法施行規則第59条などの諸規定ならびに若干の通達があり、特に公立高等学校については昭和29年の文部省通達で示された「公立高等学校入学者選抜方法要項」というものがあって、右の施行規則第59条の改正によって一二修正された点を除き、すべて現在もこれによっていること、更に高校の入試と密接な関係のある通学区域の設定については、別個の法律すなわち「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定されていることを述べた。なお、学校教育法施行規則において規定されている事項を述べると、入学者の選抜を行う

ことができるのは、入学志願者数が入学定員を超過した場合であること、その選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類と、選抜のための学力検査の成績を資料としなければならないこと、その学力検査は、公立高校についてはその学校の設置主体である教育委員会が行うこと、更に教育委員会は相互に協力して同一の時期、同一の問題によって学力検査を行うように努めなければならないということなどがそれである。なおまた、「公立高校入学者選抜方法要項」は、学力検査は中学校の必修教科の全体にわたって出題するのが望ましく、選択教科を加えるときも一様に受検を強制してはならないこと、学力検査実施教科の規定や問題の作成にあたり留意すべき点があること、特に問題の形式、内容についても注意すべきこと、中学校長からの報告書の記載について注意事項があること、身体検査は特定の条件においてのみ実施し得るが、入学者選抜の方法として面接は行わないこと等について述べているのである。

以上に関し概説すると、高等学校の入試については、文部省令たる学校教育法施行規則第59条の第1項から第5項までの各条項が法規としてみだされるが、前述のように、第3項以下はようやく昭和31年に付加されたものにすぎない。そしてなお、公立高校の入試については、この施行規則のほか、昭和29年に文部省からされた指導的な意味を存する通達があるということになる。以上の規定や通達は比較的簡単であり、大綱を示したものである。その理由は一つには高等学校に関する限り、その監督庁は文部大臣ではなく都道府県教育委員会あるいは私立にあっては都道府県知事であるということに基くと考えられる。わが国の教育行政の一つの基本原則である地方分権主義のたてまえ上、国はごく大綱しか規定しないということからみれば、入学者選抜方法にみだされる、以上のやり方は一応妥当だというべきであろう。

3. 3. 大学の入学試験

次に、大学の入試について述べることにしよう。大学の入学者選抜はもとより、大学の入学そのものについても法規の規定するところは甚だ少ない。わずかに、学校教育法第56条で大学に入学することのできる者についての資格が規定されているのにすぎない。前に述べたように、高等学校の入学、退学その他については、必要な事項は監督庁がこれを定めると、学校教育法第49条が規定し、その監督庁とは同法第106条で文部大臣であるとし文部省令たる学校教育法施行規則に委任している。そして右の施行規則によって高校の入試につき規定されていることは前にくり返し述べたところである。これに反して、大学については、右の学校教育法第49条に相当する規定が見あたらない。それなのに、文部省令である学校教育法施行規則第67条で「学生の入学……は、教授会の議を経て、学長が、これを定める。」と規定している。このように、法律の委任がないのに、大学の学生の入学について直ちに学校教育法施行規則で定めていることは何といても不可解なことである。学校教育法第64条で、「公立又は私立の大学は、文部大臣の所轄とする。」といい、また国立学校設置法第1条第2項で、「国立学校は、文部大臣の所轄に属する。」といている。この国立学校のなかに当然国立大学も含まれるから、これらの法律で、すべて大学は国立、公立、私立を問わず文部大臣の所轄に属すると規定されているので、法律の委任もなく、大学の学生の入学について省令で定めたというのかも知れない。しかし、これは理由にはならない。よろしく、大学の学生の入学に関する事項は高等学校の場合と同様に、まず学校教育法で規定し、更にその委任に基いて学校教育法施行規則で定むべきであろうと思われる。大学の入学についてはこのように規定のし方そのものについて問題があるほか、その内容についても至って簡にすぎ、まことに不備というのほか

はない。なぜならば、学校教育法施行規則では、わずかに「学生の入学……は、教授会の議を経て、学長が、これを定める。」と規定したのみであるからである。この施行規則第67条の規定の意味は、大学の学生の入学に関する事項、例えば入学者の決定方法などについても、すべて教授会と学長にまかせるということであろう。しからば、大学の入学者選抜については、すべて国立、公立、私立大学たるとを問わず、そこの教授会と学長に一任されているかという、事実は必ずしもそうではないようである。これについては、文部省が各年度ごとに「大学、短期大学への入学者選抜実施要項」というような通達をながし、それによって入試が行われているというのがその実情である。これはまことに奇異なことであり、このように法的根拠もなく、一片の通達で大学の入試が行われていることについては、何といっても了解に苦しむものである。

現在、大学の入試は、昭和32年6月21日付文大第516号文部省大学学術局長通達「昭和33年度大学、短期大学入学者選抜実施要項等について」によって実施されている。それで大学の入学者選抜について述べるには、この通達の説明をしなければならぬわけであるが、その前に、終戦直後から今日に至るまでの間にどのような経過をたどっているか、ここで一応触れることにしたい。

終戦後、わが国において大学の入学試験がどのように行われていたかという、入学試験は、筆答試験、身体検査、出身学校長から提出される調査書の三者を総合して行うということになっていた。そして、右の筆答試験は、進学適性検査と学力検査の両者であるとされていた。また、この進学適性検査は、国立、公立、私立を問わず実施しなければならなかったものであり、これは高等教育をうけるに足る能力をじゅうぶんに検出できるよう適当に計画すること、国立大学の進学適性検査の問題は、文部省において作成し、かつ各大学の入学試験と切り

はなして全国一せいに実施するというようになっていた。そして、公私立の大学も希望によってはこの検査に参加して行うことができるとされていた。身体検査は、伝染性疾患（特に結核性のもの）について留意し、学習上支障がないと認められる場合には、一部に故障のある者でも不合格としないように配慮され、なおまた出身学校長の調査書は、出身学校における利便を考慮して一定の様式によることが求められ、また調査書に記入する教科成績、身体状況および出欠は、最終3ヵ年について記入することになっていた。そのほか、口頭試問は学力検査における語学の試問を除き、これを実施してはならないとされていたが、ただし、事情によっては及落の判定資料としない条件で個別に面接することは別に差支えないとされていた。最後に、入学者の決定は右の進学適性検査、学力検査、調査書の三者を等価値として判断し、それらの各成績を総合して決定することを原則とするというのであった。

以上にみられる大学入試制度は、少くとも従来のそれに比するならば、相当新機軸を示したものであった。というのは、従来例をみなかった進学適性検査というものを全国一せいにやったことと、更に出身学校の調査書を重視しこの両者と学力検査の併せて三つのものを等価値とみなしたということなどがそれである。進学適性検査というのは、終戦後わが国が占領下にあったとき、占領軍当局から示唆を受けたものといわれているが、外国で往々にしてみられる大学入学資格試験あるいは成人試験というが如き性格を持ち、これを円滑に行うならば少くともわが国の入試制度に関する問題を漸次解決の方向にもっていくべき好個の方法であったのである。また、出身学校の調査書を学力検査と等価値と認めるといふようなことも相当思いきったものであった。ところがこのような、いわば革新的なやり方は実際においてあまり成果を発揮し得ずして終ってしまった。その理由の第一は、まず法規の裏付けを欠いていたということ

入試の研究：入試制度の現況

をあげることができよう。前にも述べたように、大学の入学に関する事項は教授会と学長にその権限があるのであって、一片の文部省通達によって、ある方式を課することは甚だしく無理なのであった。また、進学適性検査そのものについても、種々の問題をはらみ、理想としては結構といわれたが、まだわが国で大々的に取りあげるのに準備がじゅうぶんでなく、特にこれについて大学側の協力や熱意が不じゅうぶんであった。なおまた、学校差を無視する出身校の調査書の重視についても問題があった。とにかく、これについての法的措置の不備と、もっとも重要なことは大学の協力があまり得られなかったということは、何としても致命的であった。そして遂に昭和30年度以降まず全国一せいの進学適性検査は廃止という運命になった。このことは、昭和29和4年3日付文大大第269号通達「進学適性検査の措置について」で示されたのである。この通達は「従来全国一せいに実施していた進学適性検査の方法は昭和30年度以降はこれをとりやめ、各大学において任意に実施し、その成績を加味することになりますのでお知らせします。なお、各大学において従来通り進学適性検査を併せて実施される向は本年4月末日までに本省に御報告下さると共に周知方お取り計らい願います。」とある。これによると、進学適性検査の全国一せい実施は取りやめるが各大学において任意に実施してもよいということになったわけである。

ここで、現在大学の入試はどのように行われているかについて述べることにしよう。これは、前にも述べたように、昭和32年6月2日付文大大第516号大学学術局長通達「昭和33年度大学、短期大学入学者選抜実施要項等について」という文部省の通達に基いて定められたところの「昭和33年度大学、短期大学への入学者選抜実施要項」によって実施されている。したがって、以下この要項の主要な点について説明することにしたい。

まず、要項の冒頭に、各大学における入学者

の選抜は、「公正かつ妥当な方法で、できる限り能力ある素質のすぐれた者が選抜されるように実施することとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育もかく乱されることのないようにする方針をたてること」といっている。

次に、「(1)各大学において募集する人員は、国立大学にあっては予算に定められた入学定員に、公私立大学にあっては認可を受けた入学定員によること」といっている。これは、学生定員をいちじるしくこえて入学させている向があるので、これに対して述べたものと思われる。(2)は大学の入学資格に関するものである。(3)は入学者選抜の期日に関する定めであり、入学考查期日は、昭和33年3月1日から4月15日までとするとしている。これは、選抜試験を1月もしくは2月中に実施することは、高等学校教育を乱すおそれがあるから、特に右の期間内での実施を厳守すべきことと述べている。(4)は入学者選抜試験の方法に関するもので、これは「筆答試験、身体検査および出身学校長から提出する調査書の三者を資料とし、合理的に総合して判定する方法をとること。筆答試験には学力検査だけを行う場合と学力検査と進学適性検査とをあわせて行う場合とがあつて、大学はそのいずれかを選んで実施するものとする。」といている。ここで注目すべきことは、進学適性検査と学力検査および調査書の三者を等価値にみるようなやり方はもはや採用していないことである。次に要項の(5)は、学力検査を実施する教科に関するものであり、これは国語、社会、数学、理科、外国語の5教科について実施することとするが、場合によっては一部の教科を除いて実施することも差支えなく、また高等学校の教育課程の一方向的偏重をきたさぬよう留意することが求められている。このほか各教科の科目に関しても詳細な定めがある。次に要項の(6)は学力検査に関するものであり、志願者の学修能力をできる限り合理的に検出することができるよう出題方針をたてること、学力検査は高等学校卒業程度とし、それぞれの教科の学習指導

要項に準拠すること、原理的、根本的なものを基礎として、これを運用して解答できるもので、それぞれの科目に関して学理的な適応性を検出し得るような応用問題が望ましく、単なる記憶や知識のみを検出し得るような問題であってはならないこと、出題にあたっては、高等学校の教育課程を検討し、選択科目制度を尊重して、高等学校教育の正常な発展に障害にならないよう極力注意することなどを規定している。(7)は学力検査出題にあたっての留意事項を規定したもので、各教科別の出題範囲などについて述べている。(8)は進学適性検査の出題方針についての規定である。次に(9)は身体検査に関するもので、これは伝染性疾患特に結核性のものについて留意し、学習上支障がないと認められる場合には、一部に故障のある者でも身体検査については不合格としないようにすること、および、これについては、昭和26年1月26日付文大生第67号通達を参照すべきことを述べている。(10)は出身学校長から提出される調査書に関するものであり、これは出身学校における利便を考慮して、一定の様式によることとし、別紙でその様式を詳細に示したのである。(11)は右の調査書に記入する教科成績、身体状況、出欠状況は、最終3ヵ年について記入することを規定した。(12)は、大学の事情により入学志願者につき面接することは差支えないと規定している。(13)は志願者が多数のため学力検査の実施が困難である場合には、例外として入学試験を第一次と第二次に分けて実施することができると規定している。(14)は入学者の決定に関する事項で、前にも述べたように、入学者の合否は、筆答試験と身体検査および出身学校長から提出される調査書の各成績を総合して決定すること、および第一次試験と第二次試験とに分けて実施した場合には、第一次試験の結果は入学者最終決定の際にも参考資料とすべきことを述べている。(15)は、入学者選抜の場合の検査場に関することであり、(16)は出題の手続、(17)は注意事項である。

以上が「昭和33年度大学、短期大学への入学

者選抜実施要項」の大略である。なお、別に、昭和34年度以降の大学、短期大学入学者選抜方法のうち学力検査実施教科に関する昭和30年12月16日付文大大第713号通達があり、更にまた、昭和34、35年度の大学入学者選抜試験における数学科の取りあつかいについても昭和32年5月8日付文大大第257号通達というのがある。後者は受験教科としての数学科の範囲をひろげることを通達したものである。なお、入学者選抜の際の身体検査については、昭和26年1月26日付文大生第67号文部省通達によるところの、「入学者選抜時の身体検査実施要項」というものがあり、現在もなおこれに依ることとなっている。

以上によって、現行の入学者選抜制度について一応述べ終ったのであるが、重複をいとわず、要約してみよう。まず、大学における入学者選抜は毎年文部省から通達の形式でだされる入学者選抜実施要項によって行われることになっている。それによると、大学における入学者選抜のために高等学校教育がかく乱されることのないように方針をたてるべきこと、入学定員以上入学させないこと、入学考査期日を定め高等学校教育に支障を与えないようにすること、選抜方法としては、筆答試験、身体検査、出身学校からの調査書の三者を合理的に総合して判定すること、右の筆答試験は学力検査のみの場合と、これと進学適性検査を併用することもできること、学力検査の教科や科目についても規定があること、なお学力検査の出題の内容、方針についても述べ、学力検査の程度は高校卒業程度とし、原理的、根本的なものを基礎とすること、身体検査について一部に故障があっても不合格としないこと、および出身校の調査書などについても詳細に述べているのである。

3. 4. 結 語

最後に、以上述べきった高校、大学の入試制度について若干の批判を加えて結論としよう。

まず、現行の高校の入試の制度については比較的問題が少ないのではないと思われる。すなわち、入学者選抜に関する事項については、学校教育法の明文による委任に基づき、学校教育法施行規則という文部省令で一応の法的根拠を与えている。そして、これを補充するために大綱を定めた文部省の通達があり、以上形式的には批判の余地が少ない。なおまた、学区制すなわち通学区域の問題については別に法律で定め、その実施を確保している。なお次に、選抜の実際にあたっては、出身校からの調査書と学力検査とを等価値にみるということになっている。

また学力検査も各学校がめいめい行うのではなく、教育委員会が一せいに行うのである。このように、選抜の方法そのものについても、入学者選抜が大した弊害なく行われるよう多くの配慮がなされていることがうかがわれるのである。それで高校入試の現況に関する限り、その規定のし方といい、制度のやり方自体についてもあまり問題はないのではあるまいかと思われる。

これに反して、大学の入試制度についてはいろいろ問題とされる点があり、したがって今後改善措置を講ずべきことがあまりにも多いように受けられる。

まず、大学の入試については学校教育法施行規則で、大学自体が処理するたてまえを規定している。これについて規定のし方に関し問題があることは前に述べた。このように大学にまかされているにもかかわらず、事實は文部省の一通達で実施されていることに大きな疑問がある。右の施行規則第67条で、「学生の入学……は、教授会の議を経て、学長が、これを定める。」と規定しているので、学長が定めるのは、入学自体のことであるという解釈も成立するかも知れないが、そうだとすると、大学の入試に関し、すべて通達で片づけようというのはまことに乱暴な話である。大学自治というたてまえから、大学自体で入試に関することを処理するようまかせるといふならば、現在のよう

な通達によるやり方は問題である。高等学校の入試については学校教育法施行規則で一応の大綱をきめているにもかかわらず、大学についてこのような規定を設けていないのは、たしかに大学という施設の特特殊性に基いたものである。それならば、一片の通達で詳細な点まで規定する現在のやり方には大きな批判をまぬがれまい。私見としては、高等学校の場合と同じく、まず法律で、入学試験等に関しては、文部大臣かあるいは大学のいずれかに委任し、そして最少限度必要な事項は法律ないしは省令で規定しておくべきであろうと思われる。いずれにもせよ、入試制度に関する現在の法規的取りあつかいは不徹底かつ不合理であるというのほかはない。

次に、制度の実際についても、各大学の学力検査の過重視を防ぎ、入試の激化を緩和するにあづかって力があつた全国一せいの進学適性検査を廃止したということは、何としまたしかに一步後退の感をまぬがれない。この制度の運用の妙を得たならば、わが国入試のよって生じさせている病弊の解決も必ずしも不可能でなかったと思われるのである。なおまた、出身学校の調査書についても、一応これを入学者決定の資料とすることになっているが、果して大学の中で、どれほどこれを実行しているだろうか。なおまた文部省の通達では、しきりに高校教育をかく乱しないように注意を喚起しているが、これについても果して実情はどうかであろうか。各大学における学力検査のみを重視する傾向は、ますます入試そのものの激化ということをもたらしているのではなからうか。このように一々あげてくると、わが国現在の大学の入試制度にはあまりに多くの問題が包蔵されているようである。実際高校の入試に比すれば大学のそれにははるかに問題が多いのである。それなのに、法制上においても、また制度の一つ一つについても大学の方がはるかに不備不合理なのである。いずれにせよ、大学の入試に関する法制その他現行の個々のやり方について今や根本的な再検討が必要とされていることを最後にくり返し強調しておこう。